地方行財政検討会議・第二分科会(第4回)議事要旨

- 1 日 時 平成22年7月22日(木) 10時00分~12時00分
- 2 場 所 総務省省議室(中央合同庁舎第2号館7階)
- 3 出席者 渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、石原俊彦 関西学院大学教授、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、木村毅 大阪市総務局 I T改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部財政担当課長、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

4 概要

- 冒頭、小川総務大臣政務官より挨拶があった。
- 〇 資料「監査制度の見直しの方向性について (たたき台)」に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- 〇 その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

- 外部主体が担うべきと整理された正確性の部分については、保証型の監査制度に変えていく必要があるのではないか。
- 3 E部分の監査を廃止するか監査機能に残すかという議論ですが、財政状況が厳しい中で、監査に指摘を 受けて経済性・効率性を上げるというのは最近例がないのではないか。内部組織において予算査定、事業評 価又は事業仕分けの中での指摘が優先しているという印象なので、長の権限の中で対応していけるのではな いか。
- 外部の視点として一定の効果を上げている外部監査人の監査がある。この点を実質的に縮小してしまう部分もあるので、地方公共団体における現状も踏まえる必要があるのではないか。
- 小規模団体においても行政評価が外部の者も入れることで導入が進んでいけば、案のように議会の監視機能とか長の権能に委ねることで、十分に対応できるのではないか。
- 見直し案②というのが、民間企業の監査役、それから外部からチェックをかける例えば会計監査人との関係をほうふつとさせるあり方で、比較的規模の大きな団体、今の包括外部監査にしましても都道府県とか政令、中核市で線引きしているわけでありますから、大規模団体では、この案が非常によいのではないか。一方、小規模団体、特に町村になりますと、やはり現実論としては見直し案③以外には考えられないのではないか。
- 住民監査請求は、長から独立性を持った監査委員に対し、監査を求めることとされており、当該地方公共 団体自体に訴訟に行く前に見直しのチャンスを与えたということになっているが、それが外部に振られるこ とについてどのように考えるか。

- 住民監査請求のような性質の監査を公認会計士が外部監査人として適切に処理できるかという問題はある のではないか。
- 大規模団体では、独立した監査執行機関がないとしっかりと監査ができないため、指定都市レベルでは見直し案②に近い運用でないと難しいのではないか。一方、小規模団体ではそこまでの組織を持てない、あるいは人もいないということなので、見直し案②と③の複合案ということがあり得るのではないか。
- 民間企業の監査とは異なる地方公共団体の監査においては、税金を原資としているという行政特有の考え 方を踏まえれば、規模が小さいからといっていわゆる簡易的な扱いにしていいのかどうかをしっかり議論し ていくことが重要ではないのか。
- 見直し案では、議員選出の監査委員はいなくなるということを前提に議論しているが、行政監視なりチェックアンドバランスを機能としているはずの議会の関与を形式上弱める格好になるのではないか。逆に、議会の監視機能なりチェック機能をむしろ強めるべきなのではないか。
- 議会活動の活発化という観点からは、今回の監査制度の見直しというのは、議会の監視機能を弱めるということではなくて、むしろ強める方向で整理されることになるのではないか。
- 〇 議員選出の監査委員を廃止して、議会の中に常設の委員会で監査委員会をつくるという考え方もあり得る のではないか。
- 監査の専門性や独立性が発揮されることによって、会計監査の結果が不適切であるということがあった場合、長との見解の相違が出てくる可能性があると思うが、外部監査として今回の決算の結果が妥当と認められないとか不適法ではないかという場合、その結果を担保するために何らかの手当が必要なのではないか。
- 長の配下に内部監査役がいる以上、独立性が薄らぐことが問われることになると思うので、内部監査役が どういった動きをしているかという評価を外部から年に1度でもするような体制を構築することが必要なの ではないか。
- 見直し案②により、内部監査役が行う監査を見ますと、住民請求のほとんどないような小規模な市町村では財務監査が残るぐらいで、事務量も減少していくということが想定されますから、内部監査役を必置するかどうかということについては、団体規模別のあり方を議論する必要があるのではないか。
- 複数の見直しの方向性を出していったときに、場合によっては複数の制度メニューの中から地方公共団体 が選択できるような制度にする必要があるのかどうか。これについては、柔軟にしすぎると共同組織として 機能しなくなってしまうのか等なかなか難しい問題もあるのではないか、逆に地方公共団体同士であるから うまく機能するであろうというご意見もあるのではないか。この点が、今後議論を進めていく中では論点に なってくるのではないか。

※注 速報のため、以後、修正の可能性がある。

(文責:総務省自治行政局行政課)